

農業用廃プラスチック回収のご案内

小松島市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、管内のJA東とくしま4支所において、農業用廃プラスチックの回収を次の日程で行います。なお回収には、徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会に対し産業廃棄物処理に関する委任状が必要となります。委任状は、JA東とくしま各支所に備えてありますので、回収日当日にはんこをご持参し記入、押印してください。

また、農業用廃プラスチックの運搬には「産廃運搬車」の表示と、運搬内容の書面の備え付けが義務化されていますので徹底をお願いします。

※台風など荒天時における実施有無の確認については、最寄りのJA各支所へお問い合わせください。

※7月の回収においてはアゼナミ、塩ビパイプは回収いたしませんので、ご注意ください。

【日時・場所】

◎7月24日(火) 午前6時～午前11時

JA立江支所 櫛渕事業所、JA坂野支所

◎7月25日(水) 午前6時～午前11時

JA小松島支所 経済センター

◎7月26日(木) 午前8時～午前11時

JA和田島支所

【お問い合わせ先】

小松島市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会

(市農林水産課内) ☎34・9292 / FAX34・

9992



老朽危険空き家除却支援事業

市では、地震などによる倒壊で道路を閉塞する恐れのある老朽化して危険な空き家について所有者が、除却工事を行う場合に対し補助金を交付します。

【補助対象要件】

次の要件を全て満たす住宅が対象です。

- ◎現在使用されておらず、今後も使用される見込みのないもの。
- ◎倒壊すれば前面道路を閉塞するなど、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの。
- ◎空き家判定士が実施する建物の「不良度判定」で、腐朽・破損などの程度が一定以上であり、市が老朽危険空き家として是正指導したもの。

【事前調査】

本事業の補助金を受けるためには、事前に空き家判定士による老朽危険空き家に該当するか否かの「不良度判定」の調査を受ける必要があります。

※不良度判定費用の自己負担金として3千円が必要となります

【補助金額】 除却工事（補助対象工事）費の5分の4以内（最大80万円）を補助します。

【受付期間】 7月13日(金)～8月31日(金)（土日祝日は除く）

※申し込みは、先着順にて受け付けし、予定数に達し次第締め切ります。

※申し込み締め切り後、「不良度判定」調査のみの受け付けはいたしません。

※建物所有者の確認できる書類とはんこをご持参の上、お申し込みください。

【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階）

☎32・2120 / FAX32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

